

- 7 資格審査結果の通知  
「資格決定通知書」により通知する。
- 8 資格の有効期間  
令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。  
なお、後記9の随時受付の場合は、資格認定の日から令和5年3月31日までとする。
- 9 随時受付  
前記2(1)及び(2)の期間後に参加資格の申請をする場合は、令和3年1月30日以降、申請書類の郵送又は持参(休日を除く。)にて随時受け付ける。
- 10 官公需適格組合の証明を受けた者の取扱い  
申請者が官公需適格組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合に限る。)で、総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、別に定める手続により、参加資格の申請を行うことができる。
- 11 会社更生法に基づき再生手続開始の決定を受けた者等の取扱い  
一般競争(指名競争)参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の決定を受けた者(以下「更生手続開始決定者」という。)(又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の決定を受けた者(以下「再生手続開始決定者」という。))は、別に定める手続により、再度の一般競争(指名競争)参加資格の申請を行うことができる。
- 12 合併等により新たに設立された会社等の取扱い  
合併等により新たに設立された会社等とは、次の(1)から(5)に掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、合併等後の審査結果に基づき、新たに一般競争(指名競争)参加資格の申請を行うこと。  
(1) 合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社  
(2) 親会社とその営業(建設業)の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社  
(3) 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業(建設業)の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社の

- 当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
- (4) 既存の建設業者が他の建設業者から営業(建設業)の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
- (5) 営業(建設業)の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社
- 13 国土交通省が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた者の取扱い  
建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号)附則第4項及び第6項の規定による国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営審査事項を受けた者は、別に定める手続により、一般競争(指名競争)参加資格の審査の申請を行うことができる。
- 14 特定建設工事共同企業体としての競争参加者の認定  
特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。
- 別記 提出場所  
[掲載順序 受付対象 受付部局 郵便番号 所在地 電話番号]  
(1) 東京高等裁判所管内(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県)に本社があり、主として同管内での受注を希望する者  
東京高等裁判所事務局会計課営繕係  
〒100-8933 東京都千代田区霞が関1-1-4 電話03-3581-1546  
(2) 大阪高等裁判所管内(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県)に本社があり、主として同管内での受注を希望する者  
大阪高等裁判所事務局会計課営繕係  
〒530-8521 大阪府大阪市北区西天満2-1-10 電話06-6316-2553  
(3) 名古屋高等裁判所管内(愛知県、三重県、岐阜県、福井県、石川県、富山県)に本社があり、主として同管内での受注を希望する者

- 名古屋高等裁判所事務局会計課営繕係  
〒460-8503 愛知県名古屋市中区三の丸1-4-1 電話052-203-0162  
(4) 広島高等裁判所管内(広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県)に本社があり、主として同管内での受注を希望する者  
広島高等裁判所事務局会計課営繕係  
〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀2-43 電話082-221-2449  
(5) 福岡高等裁判所管内(福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県)に本社があり、主として同管内での受注を希望する者  
福岡高等裁判所事務局会計課営繕係  
〒810-8608 福岡県福岡市中央区六本松4-2-4 電話092-781-3731  
(6) 仙台高等裁判所管内(宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県、青森県)に本社があり、主として同管内での受注を希望する者  
仙台高等裁判所事務局会計課営繕係  
〒980-8638 宮城県仙台市青葉区片平1-6-1 電話022-745-6249  
(7) 札幌高等裁判所管内(北海道)に本社があり、主として同管内での受注を希望する者  
札幌高等裁判所事務局会計課営繕係  
〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西11 電話011-290-2108  
(8) 高松高等裁判所管内(香川県、徳島県、高知県、愛媛県)に本社があり、主として同管内での受注を希望する者  
高松高等裁判所事務局会計課営繕係  
〒760-8586 香川県高松市丸の内1-36 電話087-851-1647  
(9) 上記(1)ないし(8)までの受付対象のいずれにも該当しない者又は全国での受注を希望する者  
最高裁判所事務総局経理局営繕課契約係  
〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2 電話03-3262-0109

## 招 請

### 資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。  
令和2年10月30日  
国立研究開発法人国立がん研究センター  
理事長 中釜 斉

- ◎調達機関番号 819 ◎所在地番号 13、12
- 1 調達内容  
(1) 品目分類番号 22、31  
(2) 調達件名及び数量 医療機器一括調達(中央病院及び東病院)  
(3) 調達方法 購入等  
(4) 導入予定時期 令和3年度  
(5) 調達に必要とされる基本的な要求要件 詳細は導入説明書による。
- 2 資料及びコメントの提供方法 上記1(2)の物品に関する一般的な参考資料及び同(5)の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。  
(1) 資料等の提供期限 令和2年11月29日17時00分(郵送の場合は必着のこと)  
(2) 提出先 〒104-0045 東京都中央区築地5-1-1 国立研究開発法人国立がん研究センター 財務経理部財務経理課 調達企画室/業務改善推進室 電話03-3542-2511(内線2065)
- 3 説明書の交付 本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。  
(1) 交付期間 令和2年10月30日から令和2年11月29日まで。  
(2) 交付場所 上記2(2)に同じ。
- 4 その他 この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。
- 5 Summary  
(1) Classification of the products to be procured : 22, 31  
(2) Nature and quantity of the products to be purchased : Medical Devices 1 set  
(3) Type of the procurement : Purchase  
(4) Purchase schedule time : The 2021 fiscal year  
(5) Basic requirements of the procurement : Refer to the instructions for detail  
(6) Time-limit for the submission of the requested material : 5 : 00 P.M. November 29, 2021  
(7) Contact point for the notice : Accounting Section, National Cancer Center, 5-1-1 Tsukiji Chuo-ku, Tokyo 104-0045 Japan, TEL 81-3-3542-2511 ext. 2065